

証券コード 4487  
2023年3月14日  
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号  
**株式会社スペースマーケット**  
代表取締役社長 重松大輔

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第9回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://spacemarket.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都台東区池之端2丁目5-43  
浄土真宗大谷派 忠綱寺  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）  
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第9期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

- 
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://spacemarket.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
  - ・連結計算書類「連結注記表」
  - ・計算書類「株主資本等変動計算書」
  - ・計算書類「個別注記表」
- 従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://spacemarket.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年1月1日から)  
(2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰や円安・金融資本市場の変動等、先行きの不透明な状況が続いております。また、当社の属するスペースシェア市場においても、競争環境が激化し、厳しい経営環境となりました。

当社グループの事業領域であるシェアリングエコノミー領域においては、当社グループの代表取締役社長が理事を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所が共同で発表した調査(※)において、2022年度のシェアリングエコノミー経済規模が前年に続き2兆円を超えても順調に成長し続けていることや、2032年には15兆円と現在の約7.5倍の予測になることが分かりました。

※2023年1月「シェアリングエコノミー関連調査2022年度調査結果」

このような外部環境の中で、当社グループにおいては、「チャレンジを生み出し、世の中を面白くする」というビジョンのもと、「スペースシェアをあたりまえに」というミッションを掲げており、当社のプラットフォーム「スペースマーケット」を運営してまいりました。

当社は、主要KPIの構成要素である利用スペース数は堅調に推移しているものの、比較的小規模なスペースの利用が増加していることから、利用スペースあたりのGMVは減少し、最終的にGMVは前年同期比で微増にとどまっております。この状況に対応すべく、当社は8月にスペースシェア業界初となる楽天ポイント・楽天ペイを導入いたしました。さらに、出前館と連携をすることにより、中食利用とレンタルスペース利用をかけ合わせ、ゲストの体験価値向上を図りました。また、将来を見据え、検索エンジンへの対応の強化や認知度向上のためのWeb広告の投資、新規事業への投資にも引き続き注力しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,232,780千円、営業損失は114,098千円、経常損失は113,668千円、親会社株主に帰属する当期純損失は114,933千円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は43,247千円であります。有形固定資産の投資額は5,295千円であり、その内容は工具器具備品等です。無形固定資産の投資額は37,952千円であり、主にスペースマーケットのサービス拡充によるものです。なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度に、資金の機動的かつ安定的な調達に向け新たに取引銀行1社と当座貸越契約（融資限度額150,000千円）を締結いたしました。なお、当連結会計年度末において、当該契約に基づき150,000千円実行しております。

## (4) 対処すべき課題

### a. シェアによって利用されるスペースの増加

当社グループはこれまで、様々な用途で快適に利用ができる良質なスペースが増加することで、事業の成長を実現してまいりました。

スペース領域におけるシェアリングエコノミーは依然として成長の途上と認識しており、今後も継続して、当社プラットフォームで利用される良質なスペースを増加させることに取り組んでまいります。

### b. 継続したサービスの改善・運営の効率化

当社グループは、シェアリングエコノミーという比較的新しい領域でサービスの提供を行っております。このため、利用者にとっての利便性を高めるため、継続したサービスの改善に努め、また、効率的な運営体制・オペレーションの構築に取り組んでまいります。

c. 様々な事業者との協働によるスペースシェアの普及

当社グループは、場所に対してシェアという新しい考え方を提起し、これまでサービス提供を行ってまいりました。これまでに多くの方々からサービスを利用いただいておりますが、スペースのシェアをより価値のあるものとして提供し、スペースシェアをさらに多くの人に利用いただくため、また、社会に対して価値を提供し、課題を解決すべく、不動産事業者様やスペースシェアの領域においてソリューションを提供する様々な事業者様と協働し、スペースシェアの価値向上と普及に取り組んでまいります。

d. システムの安定性・サービスの安全性・健全性強化

当社グループは、インターネットを介したサービスを展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、そのための人員確保、教育・研修などを継続的に行ってまいります。当社サービスはサービスの安全性・健全性強化の一環として、内閣官房IT総合戦略室が主宰したシェアリングエコノミー検討会議が策定した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」に準拠した、一般社団法人シェアリングエコノミー協会による「シェアリングエコノミー認証制度」に賛同し、第1号認証を受けております。

e. テクノロジーを最大限に活用したサービスの成長

当社グループは、テクノロジーを最大限に活用し、サービス運営の効率化、データの蓄積・分析、AI・ディープラーニング等の新しい技術の活用、という観点を中心にサービスの成長に取り組んでまいります。

f. 情報管理体制の強化

当社グループは、ゲスト・ホストの個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、2019年9月にはISMS認証を取得し、今後も、社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行っております。

g. マーケティング活動

当社グループは場所に対してシェアという新しい考え方を創出し、スペースシェア市場を牽引しております。時勢に合わせた柔軟なリソース配分・施策を行うことでスペースシェア市場における当社グループシェアを広げ、場所を借りるなら「スペースマーケット」と認識していただけるよう取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第6期	2020年度 第7期	2021年度 第8期(注1)	2022年度 第9期 (当連結会計年度)
売 上 高	—	—	1,228,318 千円	1,232,780 千円
経常利益又は経常損失	—	—	65,772 千円	△113,668 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	—	—	38,614 千円	△114,933 千円
1株当たり当期純利益 又 1株当たり当期純損失	—	—	3.27 円	△9.66 円
総 資 産	—	—	1,699,097 千円	1,697,118 千円
純 資 産	—	—	800,714 千円	698,345 千円
1株当たり純資産額	—	—	67.32 円	57.32 円

(注) 1. 当社では、第8期より連結計算書類を作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当連結会計年度の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第6期	2020年度 第7期	2021年度 第8期	2022年度 第9期 (当事業年度)
売 上 高	873,897 千円	804,633 千円	1,165,139 千円	1,063,130 千円
経常利益又は経常損失	32,023 千円	△125,589 千円	59,891 千円	△95,480 千円
当 期 純 利 益 又 是 当 期 純 損 失	45,823 千円	△147,028 千円	43,158 千円	△95,910 千円
1株当たり当期純利益 又 1株当たり当期純損失	4.28 円	△12.87 円	3.65 円	△8.06 円
総 資 産	1,418,947 千円	1,354,859 千円	1,648,072 千円	1,654,236 千円
純 資 産	879,914 千円	748,415 千円	805,258 千円	721,911 千円
1株当たり純資産額	78.45 円	63.90 円	67.71 円	59.29 円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当事業年度の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スペースモール	1,000千円	100%	スペースの企画・運営 スペースの運営代行等

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業	内容
スペースマーケット事業	スペース(場所)の貸し借りができるプラットフォーム「SPACEMARKET(スペースマーケット)」のwebサイト・アプリ運営

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区神宮前六丁目25番14号

② 子会社

名称	所在地
株式会社スペースモール	東京都江東区

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
72 名	3 名増

(注)従業員数には、臨時従業員12名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減
65 名	2 名減

(注)従業員数には、臨時従業員3名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	150,000 千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 42,775,200株
- (2) 発行済株式の総数 11,958,100株
- (3) 株主数 3,675名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
重松 大輔（※1）	2,950,500 株	24.7 %
株式会社ダブルパインズ（※2）	1,614,600	13.5
BIG 1号投資事業有限責任組合	1,129,800	9.5
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	693,900	5.8
鈴木 真一郎	551,600	4.6
株式会社リバーフィールド	418,100	3.5
株式会社マイナビ	335,700	2.8
東京建物株式会社	171,000	1.4
XTech1号投資事業有限責任組合	171,000	1.4
楽天証券株式会社	134,100	1.1

（注）1. 「株主名」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（当社の代表取締役）

※2 特別利害関係者等（当社代表取締役の資産管理会社）

2. 持株比率は、自己株式（110株）を控除して計算しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2018年12月27日	
新株予約権の数		339個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 101,700株	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		585円	
権利行使期間		自 2020年12月27日 至 2028年12月26日	
行使の条件		別記1	
役員の 保有状況	区分	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	取締役 (監査等委員)
	新株予約権の数	37個	2個
	新株予約権の目的となる株式の数	11,100株	600株
	保有者数	1人	1人

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。これにより、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びに新株予約権の目的となる株式の種類及び数は調整後の内容となっております。

(別記1)

- i 本新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの株式公開市場に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。
- ii 本新株予約権の権利行使以前に、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- iii 本新株予約権の権利行使以前に、当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、その後に当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了又は定年退職の場合を除く。）、当社は、取締役会において当該本新株予約権者が有する本新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - iv 本新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
  - v 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権は、割当てられた本新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。
  - vi 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - a 株式公開の日と本新株予約権を行使することができる期間の初日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、割り当てられた本新株予約権の3分の2を上限として権利行使することができる。
    - b 権利行使開始日から起算して1年が経過した日以降は、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	重 松 大 輔	社長 ㈱ダブルパインズ 代表取締役 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 理事
取締役	徳 光 悠 太	執行役員 エム・デー・ビー㈱ 社外監査役 徳光悠太公認会計士事務所 代表 ㈱Kids Smile Holdings 社外取締役
取締役	須 田 将 啓	㈱エニグモ 代表取締役最高経営責任者
取締役	寺 田 修 輔	㈱ミダスキャピタル 取締役パートナー スプリームシステム㈱ 代表取締役会長 ㈱WAKUWAKU 社外取締役
取締役 (監査等委員)	石 原 遥 平	㈱DOA 社外監査役 弁護士法人淀屋橋山上合同 パートナー ㈱RECEPTIONIST 社外監査役 フジケン㈱ 社外監査役 dely㈱ 社外監査役 東洋グリーン㈱ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	田 中 優 子 (戸籍名：小林優子)	㈱サーバーワークス 取締役 (監査等委員) コデアル㈱ 社外監査役
取締役 (監査等委員)	松 本 一 範	㈱横浜スタジアム 専務取締役

- (注) 1. 取締役須田将啓、寺田修輔、田中優子及び松本一範は、社外取締役であります。  
2. 当社は、内部監査担当者が内部監査業務を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。  
3. 当社は、取締役須田将啓、寺田修輔、田中優子及び松本一範を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役須田将啓、寺田修輔、石原遥平、田中優子及び松本一範は当社と会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訴費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連 動報酬	非金銭 報酬	
取締役(うち社 外取締役)	25,830 (4,800)	25,830 (4,800)	-	-	4 (2)
監査等委員であ る取締役(うち 社外取締役)	5,400 (3,300)	5,400 (3,300)	-	-	3 (2)
合計(うち社外 役員)	31,230 (8,100)	31,230 (8,100)	-	-	7 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において年額1億円以内(うち社外取締役分15百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち社外取締役2名)です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役2名)です。

## (5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を社外取締役が出席する取締役会の決定により定めております。

その概要は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社外取締役が出席する取締役会において、各取締役が求められる職責、同業・同規模の他社との比較及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定するものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬等は導入しておりません。

当事業年度においては、2021年3月30日開催の第7回定時株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、社外取締役が出席する取締役会において、各取締役に求められる職責等を考慮のうえ個人別の報酬額の具体的内容を決議しており、上記の決定方針に従って取締役会が決定していることから、その内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 須田 将 啓

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における取締役会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

② 取締役 寺 田 修 輔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における取締役会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 田 中 優 子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議等につき、適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された監査等委員会には、12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 取締役（監査等委員） 松 本 一 範

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼職先である会社と当社は、特段関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特段関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議等につき、適宜質問し、意見を述べております。

(イ)監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された監査等委員会には、12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しています。

#### a 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

#### b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び社内規程従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

#### c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

#### d 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図るとともに、法令・定款及び社会規範を遵守することを全社に周知・徹底する。



- (4) 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる相談・通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

e 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役は、コーポレートマネージャーをリスク管理の総括責任者として任命し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各マネージャーと連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2) リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

f 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査担当者による内部監査の対象とする。

- g 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
  - (2) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- h 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
  - (2) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
  - (3) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員会に報告する。
  - (4) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。
- i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - (2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
  - (3) 当社は、監査等委員がその職務執行につき費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）4名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）7名で構成されておりますが、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

b コンプライアンス及びリスク管理

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を開催するとともに、インサイダー取引、セクハラ・パワハラ防止その他の法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的実施し、その周知徹底を図っております。

また、リスク事項又はコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見することを目的として、「内部通報規程」を定めて運用しております。

#### c 内部監査の実施

当社は、内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役及び監査等委員会に報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、コーポレートグループが所属グループ以外の内部監査を担当する、いわゆる相互監査を実施しております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報共有することで連携を図っております。

#### d 監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は12回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査担当者及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>【流動資産】</b>	1,378,449	<b>【流動負債】</b>	987,008
現金及び預金	445,004	買掛金	3,947
売掛金	6,179	短期借入金	150,000
未収入金	870,244	1年内返済予定の長期借入金	32,050
その他	57,076	未払金	609,473
貸倒引当金	△55	未払消費税等	14,006
<b>【固定資産】</b>	318,668	未払法人税等	4,827
有形固定資産	65,234	預り金	138,596
建物附属設備	58,704	契約負債	7,734
工具、器具及び備品	6,529	その他	26,372
無形固定資産	204,211	<b>【固定負債】</b>	11,764
ソフトウェア	75,509	長期借入金	9,845
のれん	118,825	その他	1,919
その他	9,876	<b>負 債 合 計</b>	998,772
投資その他の資産	49,222	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	5,100	<b>【株主資本】</b>	685,417
その他	44,122	資本金	255,722
		資本剰余金	607,313
		利益剰余金	△177,523
		自己株式	△94
		<b>【新株予約権】</b>	12,927
		<b>純 資 産 合 計</b>	698,345
<b>資 産 合 計</b>	1,697,118	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	1,697,118

# 連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,232,780
売上原価		325,144
売上総利益		907,635
販売費及び一般管理費		1,021,734
営業損失		114,098
営業外収益		
受取利息	5	
補助金収入	627	
その他	151	783
営業外費用		
支払利息	204	
雑損失	147	352
経常損失		113,668
税金等調整前当期純損失		113,668
法人税、住民税及び事業税	1,265	1,265
当期純損失		114,933
親会社株主に帰属する当期純損失		114,933

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	254,126	605,716	△62,590	△94	797,158
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,596	1,596			3,192
親会社株主に 帰属する当期純損失（△）			△114,933		△114,933
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	1,596	1,596	△114,933	－	△111,740
当 期 末 残 高	255,722	607,313	△177,523	△94	685,417

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	3,556	800,714
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）	△29	3,163
親会社株主に 帰属する当期純損失（△）		△114,933
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,400	9,400
当 期 変 動 額 合 計	9,371	△102,369
当 期 末 残 高	12,927	698,345

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社スペースモール

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社スペースモールの決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～6年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間に



わたり均等償却しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な財・サービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① プラットフォームサービス

遊休不動産等を保有する提供者（以下「ホスト」）がプラットフォームサービス「スペースマーケット」にスペース情報を掲載し、掲載されたスペースの利用を希望するスペース利用者（以下「ゲスト」）をマッチングするサービスを提供しております。

収益を認識するにあたっては、ホストとゲストとの間でスペース利用の契約が成立し、ゲストが申込したスペースを利用した時点をもってホストに対する履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

また、付与したポイントを履行義務として認識し、期末におけるポイント残高のうち将来使用されると見込まれる額を契約負債として計上しております。

##### ② 法人向けソリューションサービス

法人によるイベント企画・運営の支援サービスとして、プラットフォームサービス「スペースマーケット」で貸し出されているスペース等から会場を選定し、イベントの企画・プロデュース、当日の運営・ディレクション等をワンストップで支援するサービスを提供しております。

法人向けソリューションでは、顧客からの要望に応じて個別に見積もりを行い、顧客への役務提供の完了に対して対価の支払いを受けております。このため、サービスの履行義務は一定の期間に渡り充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配が顧客に移転した時点、具体的には当社からの役務提供が完了した際に収益を認識しております。

##### ③ シェアスペース運営サービス

ホストが保有する不動産スペースに関する運用等の代行を行うサービスであり、主としてスペースの運用代行を通じて生じたホスト収益に対する成果報酬（運用代

行費用)の支払いを受けております。

収益を認識するにあたっては、実際に運用代行しているスペースが利用された際に、運営代行費用を収益として認識しております。

#### (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、割引クーポンについて、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、利用額を販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、対価の総額から控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、顧客への販売時に付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。この変更により、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更により、当連結会計年度の売上高は91,032千円減少し、販売費及び一般管理費は91,032千円減少しましたが、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失の金額には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

##### (時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月

4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 118,825千円 (減損一千円)

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日(取得日)に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の正味売却価額を上回る場合にその超過額として測定されます。

なお、取得対価は事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しております。

のれんは、企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる資金生成単位グループに配分され、その効果が及ぶ期間にわたって償却されます。また取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、事業計画に基づく売上高をモニタリングすることによって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。

主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用される物件数の拡大及び市場の成長率になります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば減損損失が計上される可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症について、我が国においては新規感染者数が増加し、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。これにより、今後も当社の業績に

影響を及ぼすことが想定されますが、今後の広がりまたは収束を予測することは困難な状況下にあります。

このような状況の中、当社では現時点で入手可能な最善の情報等を踏まえ、翌連結会計年度においても影響は継続すると仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等を踏まえたものであり不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期やそのほかの状況の経過により影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 31,104千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 11,958,100株
2. 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 243,900株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っていません。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は本社オフィス及び事業用物件の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1～3カ月以内の支払期日となっております。借入金は当社グループの運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されており

ます。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき、コーポレートグループが適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格の株式等は、次表には含まれておりません((注1)を参照ください。)。また、現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払消費税等、未払法人税等、預り金については、全て短期間で決済され時価は帳簿価額と近似していることから、敷金及び保証金は重要性が乏しいことから、それぞれ注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (※1)	41,895	41,800	△94
負債計	41,895	41,800	△94

※1 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 2022年12月31日
非上場株式	5,100

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	445,004	—	—	—
売掛金	6,179	—	—	—
未収入金	870,244	—	—	—
合計	1,321,428	—	—	—

## 3. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	32,050	2,148	2,327	2,148	2,148	1,074
合計	182,050	2,148	2,327	2,148	2,148	1,074

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	41,800	—	41,800
負債計	—	41,800	—	41,800

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービスカテゴリー別	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
プラットフォームサービス	987,753
法人向けソリューションサービス	85,422
シェアスペース運営サービス	153,711
その他	5,892
顧客との契約から生じる収益	1,232,780
外部顧客への売上高	1,232,780

(2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

当社グループは、当初に予定される顧客との契約が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	57円32銭
1株当たり当期純損失	9円66銭



(重要な後発事象に関する注記)

1. 第7回新株予約権（有償新株予約権）の発行

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2023年1月10日
新株予約権の数	1,390個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	139,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり300円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり254円
新株予約権の行使期間	自 2025年4月1日 至 2033年1月9日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社取締役 1名 640個 当社執行役員 2名 750個

(注)

1. 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された株式会社スペースマーケットの単体の損益計算書における

売上総利益の額が1,125百万円を超過し、かつ調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が100百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、当該基準の判定においてスペースマーケット事業以外のセグメントに係る収益及び費用を控除した金額により判定を行う、また売上総利益及び調整後EBITDAの判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 本新株予約権は（注）1. の要件を満たしたときに総数の50%、（注）1. の要件を満たしてから1年を経過したときに総数の100%を行使することができる。
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 第8回新株予約権（無償ストックオプション）の発行

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2023年1月10日
新株予約権の数	610個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	61,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり254円
新株予約権の行使期間	自 2025年1月11日 至 2032年12月23日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社従業員 18名 610個

(注)

1. 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年1月11日以降は割当てを受けた数の50%、2026年1月11日以降は割当てを受けた数の100%を行使することができる。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子

会社もしくは関連会社の取締役、執行役または使用人である個人（ただし、大口株主及び大口株主の特別関係者を除く。以下「取締役等」）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>【流動資産】</b>	1,288,307	<b>【流動負債】</b>	932,324
現金及び預金	398,608	買掛金	3,947
売掛金	907	短期借入金	150,000
前払費用	44,108	1年内返済予定の長期借入金	29,902
未収入金	836,338	未払金	566,965
その他	8,399	未払費用	24,217
貸倒引当金	△55	未払消費税等	9,336
<b>【固定資産】</b>	365,929	未払法人税等	3,007
有形固定資産	56,279	預り金	137,210
建物附属設備	51,139	契約負債	7,734
工具、器具及び備品	5,139	その他	3
無形固定資産	85,385	<b>負 債 合 計</b>	932,324
ソフトウェア	75,509	(純 資 産 の 部)	
その他	9,876	<b>【株主資本】</b>	708,983
投資その他の資産	224,264	資本金	255,722
投資有価証券	5,100	資本剰余金	607,313
関係会社株式	180,330	資本準備金	155,722
出資金	100	その他資本剰余金	451,590
長期前払費用	1,121	利益剰余金	△153,957
敷金及び保証金	37,613	その他利益剰余金	△153,957
		繰越利益剰余金	△153,957
		自己株式	△94
		<b>【新株予約権】</b>	12,927
		<b>純 資 産 合 計</b>	721,911
<b>資 産 合 計</b>	1,654,236	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	1,654,236

# 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,063,130
売上原価		285,271
売上総利益		777,858
販売費及び一般管理費		873,678
営業損失		95,819
営業外収益		
受取利息	4	
補助金収入	627	
その他	3	635
営業外費用		
支払利息	149	
雑損失	147	296
経常損失		95,480
税引前当期純損失		95,480
法人税、住民税及び事業税	430	430
当期純損失		95,910

# 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己 株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	254,126	154,126	451,590	605,716	△58,046	△58,046	△94	801,701	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	1,596	1,596		1,596				3,192	
当期純損失（△）					△95,910	△95,910		△95,910	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	1,596	1,596	—	1,596	△95,910	△95,910	—	△92,718	
当期末残高	255,722	155,722	451,590	607,313	△153,957	△153,957	△94	708,983	

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	3,556	805,258
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	△29	3,163
当期純損失（△）		△95,910
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,400	9,400
当期変動額合計	9,371	△83,346
当期末残高	12,927	721,911

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 …………… 3-6年

工具、器具及び備品 …………… 4-6年

無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) プラットフォームサービス

遊休不動産等を保有する提供者(以下「ホスト」)がプラットフォームサービス「スペースマーケット」にスペース情報を掲載し、掲載されたスペースの利用を希望するスペース利用者(以下「ゲスト」)をマッチングするサービスを提供しております。

収益を認識するにあたっては、ホストとゲストとの間で不動産スペース利用の契約が成立し、ゲストが申込したスペースを利用した時点をもってホストに対する履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

また、付与したポイントを履行義務として認識し、期末におけるポイント残高のうち将来使用されると見込まれる額を契約負債として計上しております。



## (2) 法人向けソリューションサービス

法人によるイベント企画・運営の支援サービスとして、プラットフォームサービス「スペースマーケット」で貸し出されているスペース等から会場を選定し、イベントの企画・プロデュース、当日の運営・ディレクション等をワンストップで支援するサービスを提供しております。

法人向けソリューションでは、顧客からの要望に応じて個別に見積もりを行い、顧客への役務提供の完了に対して対価の支払いを受けております。このため、サービスの履行義務は一定の期間に渡り充足されるものではなく、一時点で充足される履行義務であることから、その支配が顧客に移転した時点、具体的には当社からの役務提供が完了した際に収益を認識しております。

## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、割引クーポンについて、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、利用額を販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、対価の総額から控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、顧客への販売時に付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。この変更により、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更により、当事業年度の売上高は91,032千円減少し、販売費及び一般管理費は91,032千円減少しましたが、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失の金額には影響ありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

### 1. 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 180,330千円(減損一千円)

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときは相当の減損処理を行っておりますが、子会社である株式会社スペースモールの株式について、実質価額の著しい低下がないことから減損処理を行っておりません。

実質価額は当該株式の発行会社の純資産額を基礎とし、超過収益力を反映させております。超過収益力は、株式取得時の当該子会社の純資産価額と実際の取得価額の差額を基礎として算出し、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討に重要な影響を与える主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りに使用される物件数の拡大及び市場の成長率になります。

#### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討結果が異なる可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症による影響)

新型コロナウイルス感染症について、我が国においては新規感染者数が増加し、当社の事業活動にも大きな影響を及ぼしております。これにより、今後も当社の業績に影響を及ぼすことが想定されますが、今後の広がりまたは収束を予測することは困難

な状況下にあります。

このような状況の中、当社では現時点で入手可能な最善の情報等を踏まえ、翌事業年度においても影響は継続すると仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点で入手可能な情報等を踏まえたものであり不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の収束時期やそのほかの状況の経過により影響が変化した場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	29,284千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	275千円
短期金銭債務	71,352千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	309,228千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	
普通株式	110株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳	
繰延税金資産	
未払事業税	536千円
一括償却資産	491
減価償却超過額	3,381
未払賞与	4,593
契約負債	2,368
貸倒引当金	17
資産除去債務	3,571
繰越欠損金	253,002
繰延税金資産小計	267,962
評価性引当額	△267,962
繰延税金資産合計	—

(関連当事者に関する注記)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社スペースモール	所有100%	当社サービスの利用	ホストとしてスペースの掲載	306,228千円	未払金	71,352千円

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定をしております。
2. 当社の売上高は、プラットフォームサービスにおいて、ホストに支払うスペース料金を売上高から控除した金額(純額表示)を計上しておりますが、取引金額は総額で表示しております。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類の「連結注記表」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	59円29銭
1株当たり当期純損失	8円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 第7回新株予約権（有償新株予約権）の発行

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2023年1月10日
新株予約権の数	1,390個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	139,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり300円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり254円
新株予約権の行使期間	自 2025年4月1日 至 2033年1月9日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社取締役 1名 640個 当社執行役員 2名 750個

(注)

1. 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された株式会社スペースマーケットの単体の損益計算書における

売上総利益の額が1,125百万円を超過し、かつ調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が100百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。なお、当該基準の判定においてスペースマーケット事業以外のセグメントに係る収益及び費用を控除した金額により判定を行う、また売上総利益及び調整後EBITDAの判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

2. 本新株予約権は（注）1. の要件を満たしたときに総数の50%、（注）1. の要件を満たしてから1年を経過したときに総数の100%を行使することができる。
3. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 第8回新株予約権（無償ストックオプション）の発行

当社は、2022年12月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2023年1月10日
新株予約権の数	610個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	61,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり254円
新株予約権の行使期間	自 2025年1月11日 至 2032年12月23日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者	当社従業員 18名 610個

(注)

1. 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年1月11日以降は割当てを受けた数の50%、2026年1月11日以降は割当てを受けた数の100%を行使することができる。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
2. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子

会社もしくは関連会社の取締役、執行役または使用人である個人（ただし、大口株主及び大口株主の特別関係者を除く。以下「取締役等」）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社スペースマーケット  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀 徳  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕 人  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースマーケット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、経営者及び監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社スペースマーケット  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 裕人  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スペースマーケットの2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、経営者及び監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書

類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の代表取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社スペースマーケット 監査等委員会  
監査等委員 石 原 遥 平 ㊟  
監査等委員 田 中 優 子 ㊟  
(戸籍名：小林優子)  
監査等委員 松 本 一 範 ㊟

(注) 1. 監査等委員田中優子及び松本一範は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 重要な後発事象：当社は、2023年2月28日付の取締役会において、同年3月29日に開催予定の株主総会に当社の資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

今後の当社における資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項、同法第448条第1項、及び同法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の要領

ア 減少する資本金及び資本準備金の額並びに剰余金処分の額

① 減少する資本金、資本準備金の額	
資本金	206,522,950円
資本準備金	155,722,950円

② 剰余金処分の額

a. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 153,957,588円

b. 剰余金処分の額

繰越利益剰余金 153,957,588円

イ 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の方法

① 資本金及び資本準備金の減少の方法

会社法第447条1項及び448条1項の規定に基づき、払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額及び資本準備金の額を減少するものであり、減少する資本金の額及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

② 剰余金の減少の方法

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当するものであります。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程

ア 取締役会決議日

2023年2月28日

イ 定時株主総会

2023年3月29日（予定）

ウ 債権者異議申述最終日

2023年4月10日（予定）

エ 効力発生予定日

2023年4月17日（予定）

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 提案の理由

当社に現在生じております利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化の確保を図るとともに今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的として本議案を提案いたします。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様のご所有株式に影響を与えるものではございません。

また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、当社純資産額に変更が生じるものではございません。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

206,522,950円

##### (2) 資本金の額の減少の効力発生日

2023年4月17日を予定しております。

#### 3. 資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本準備金の額

155,722,950円

##### (2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2023年4月17日を予定しております。

#### 4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の金額の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 153,957,588円  
(2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 153,957,588円



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員が任期満了となります。

つきましては、取締役5名（監査等委員である取締役を除き社外取締役3名を含む）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	しげまつ だいすけ 重松大輔 (1976年1月27日生)	2000年4月 東日本電信電話(株) 入社 2006年1月 (株)フォトクリエイト 入社 2014年1月 当社 設立・代表取締役社長 就任 (現任) 2015年9月 (株)ダブルパインズ 代表取締役 就任 (現任) 2016年1月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 就任 2022年4月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 理事 就任 (現任)	2,950,500株
2	とくみつ ゆうた 徳光悠太 (1988年5月13日生)	2010年2月 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2012年7月 SCS国際会計事務所 入所 2014年8月 (株)ディー・エヌ・エー 入社 2016年8月 徳光悠太公認会計士事務所 開業 (現任) 2017年9月 エム・デー・ビー(株) 社外監査役 就任 (現任) 2017年12月 (株)Kids Smile Project 社外取締役 就任 2018年3月 当社 監査役 就任 2018年4月 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 就任 2021年3月 当社 取締役 就任 (現任) 2022年6月 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 就任 (現任)	18,900株
3	すだ しょうけい 須田将啓 (1974年4月30日生)	2000年4月 (株)博報堂 入社 2004年2月 (株)エニグモ 設立・同社 代表取締役就任 2005年4月 同社 代表取締役共同最高経営責任者 就任 2013年4月 同社 代表取締役最高経営責任者 就任 (現任) 2020年3月 当社 社外取締役 就任 (現任)	0株
4	てらだ しゅうすけ 寺田修輔 (1986年12月14日生)	2009年4月 シティグループ証券(株) 入社 2013年1月 同社 バイスプレジデント 就任 2016年1月 同社 ディレクター 就任 2016年3月 (株)じげん 入社 2017年5月 同社 CFO (最高財務責任者) 就任 2018年6月 同社 取締役執行役員CFO 就任 2020年6月 同社 取締役 (非常勤) 就任 2020年7月 (株)ミダスキャピタル 取締役パートナー 就任 (現任) 2021年3月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2021年10月 スプリームシステム(株) 取締役 就任 2021年12月 (株)WAKUWAKU 社外取締役 就任 (現任) 2022年10月 スプリームシステム(株) 代表取締役会長 就任 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>新任</p> <p>たなか ゆうこ 田中優子</p> <p>(戸籍名：小林優子) (1975年5月31日生)</p>	<p>1999年4月 トヨタ自動車㈱ 入社</p> <p>2003年4月 A.T. カーニー㈱ 入社</p> <p>2006年2月 ジュビターショップチャンネル㈱ 入社</p> <p>2011年7月 A.T. カーニー㈱ 入社</p> <p>2014年4月 ㈱クラウドワークス 入社 執行役員 就任</p> <p>2018年3月 当社 監査役 就任</p> <p>2019年12月 ㈱クラウドワークス 取締役 就任</p> <p>2021年3月 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2021年5月 ㈱サーバーワークス 取締役 就任 (監査等委員) (現任)</p> <p>2021年9月 コデアル㈱ 監査役 就任 (現任)</p>	11,700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 須田将啓氏、寺田修輔氏及び田中優子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
- ①須田将啓氏は、長年にわたりインターネット業界において代表取締役として会社経営に関与しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
- ②寺田修輔氏は、財務、IR、経営企画、M&A等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できるためです。
- ③田中優子氏は、企業経営についての豊富な経験をもとに、当社の経営全般に対して適切な発言を行っていただけることができるためです。
4. 須田将啓氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 寺田修輔氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 田中優子氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、須田将啓氏、寺田修輔氏及び田中優子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、須田将啓氏及び寺田修輔氏の再任が承認された場合及び田中優子氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
8. 当社は、須田将啓氏、寺田修輔氏及び田中優子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。須田将啓氏及び寺田修輔氏の再任が承認された場合、及び、田中優子氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、被保険者が負担することになる職務執行に関する責任、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本株主総会の終結の時をもって監査等委員である取締役全員が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いしはら ようへい 石原 遥平 (1984年5月24日生)	2011年12月 弁護士法人淀屋橋山上合同 入所 2016年7月 当社 入社 (出向) 2016年10月 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 事務局 (現任) 2017年1月 ㈱DOA 社外監査役就任 (現任) 2019年10月 ㈱RECEPTIONIST 社外監査役就任 (現任) 2020年4月 弁護士法人淀屋橋山上合同 復帰 2020年4月 当社General Counsel 就任 2021年3月 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年3月 東洋グリーン㈱ 社外監査役就任 2021年4月 弁護士法人淀屋橋山上合同 パートナー 就任 (現任) 2021年9月 フジケン㈱ 社外監査役就任 (現任) 2021年10月 dely㈱ 社外監査役就任 (現任) 2022年3月 東洋グリーン㈱ 社外取締役就任 (現任)	26,600株
2	まつもと かずのり 松本 一範 (1974年5月30日生)	2001年4月 日本電気㈱ 入社 2006年12月 Spansion Japan㈱ 入社 2011年2月 ㈱ディー・エヌ・エー 入社 2014年10月 同社 経営企画本部企画統括部コーポレート企画部長 就任 2014年10月 ㈱横浜DeNAベイスターズ 監査役 就任 2017年7月 ㈱ディー・エヌ・エー 経営企画本部法務・コーポレート統括部コーポレート企画部長 就任 2018年1月 ㈱DeNA川崎ブレイブサンダース 監査役 就任 2018年4月 ㈱横浜スタジアム 取締役 就任 2018年7月 ㈱横浜DeNAベイスターズ 執行役員コーポレート本部長 就任 2020年10月 ㈱横浜スタジアム 専務取締役 就任 (現任) 2021年3月 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2021年3月 ㈱横浜DeNAベイスターズ 常務取締役コーポレート本部長 就任 2023年1月 ㈱ディー・エヌ・エー メディカル事業本部副本部長 就任 (現任) 2023年1月 日本テクトシステムズ㈱ 取締役経営管理部長 就任 (現任)	0株
3	新任 あおのみず 穂 青野 瑞穂 (1991年6月9日生)	2018年1月 スプリング法律事務所 入所 (現任) 2021年8月 ㈱トリドリ 社外監査役 就任 (現任)	0株

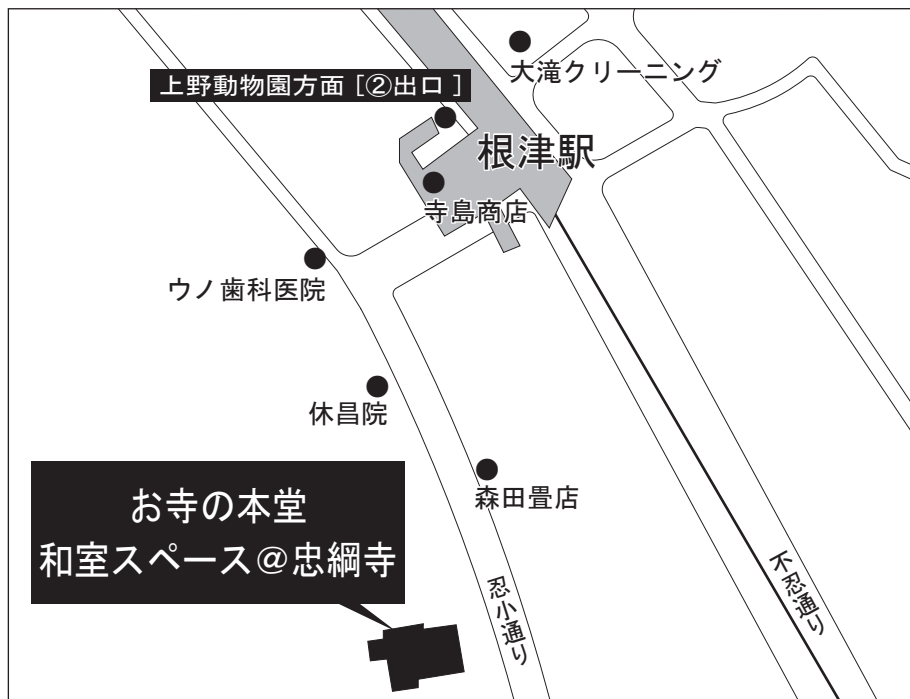
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本一範氏及び青野瑞穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割の概要
- ①松本一範氏は、コーポレートの分野における豊富な経験を有し、当社の経営全般に適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②青野瑞穂氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識を有しています。専門的な見地及び独立した立場で適宜助言又は提言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 松本一範氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、松本一範氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定です。また、青野瑞穂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、石原遥平氏及び松本一範氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。石原遥平氏及び松本一範氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、青野瑞穂氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区池之端2丁目5-43

浄土真宗大谷派 忠綱寺



会場最寄駅

東京メトロ千代田線	根津駅 上野動物園方面[②出口] 徒歩2分
-----------	-----------------------------